

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

- 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 1 月 14 日 本紙第 5474 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 1 月 14 日 政令第 4 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行 一部の規定は、平成 23 年 3 月 1 日から施行
【制定の根拠】	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 31 条の 2、第 55 条、第 57 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 66 条第 2 項、第 67 条第 1 項及び第 113 条
【法令のあらまし】	<p>【労働安全衛生法施行令の一部改正関係】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 名称等の表示の対象となる物の追加 譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物として、酸化プロピレン、一・四-ジクロロニブテン、一・一-ジメチルヒドラジン及び一・三-プロパンスルトンを追加する。（第 18 条関係）</li><li>2 健康診断を行うべき有害な業務の追加 有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、酸化プロピレン及び一・一-ジメチルヒドラジンを製造し、又は取り扱う業務を追加する。（第 22 条第 2 項関係）</li><li>3 健康管理手帳を交付する業務の追加 都道府県労働局長が健康管理手帳を交付する業務に、無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をする業務を追加する。（第 23 条関係）</li><li>4 特定化学物質の追加 特定化学物質の第二類物質に、酸化プロピレン及び一・一-ジメチルヒドラジンを追加する。（別表第 3 関係）</li><li>5 酸化プロピレンに係る適用除外</li></ol>

酸化プロピレン及び酸化プロピレンを含有する製剤その他のものを製造し、又は取り扱う業務のうち、厚生労働省令で定める業務については、作業主任者の選任をすべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としない。（第6条、第21条及び第22条関係）

### 【労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係】

次に掲げる物については、適用除外製品等から除外することにより、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。（附則第3条関係）

1 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。2及び3において同じ。）を含有するガスケットであって、この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。2及び3において同じ。）の接合部分（300℃以上の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの（直径1500ミリメートル以上のものを除く。）

2 石綿を含有するうず巻形ガスケットであって、既存の化学工業施設の設備の接合部分（400℃以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であって、300℃以上400℃未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

- (一) 亜硝酸及びその塩
- (二) 硝酸及びその塩
- (三) 硫酸及びその塩

3 石綿を含有するグランドパッキンであって、既存化学工業施設の設備の接合部分（400℃以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であって、300℃以上400℃未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

- (一) 亜硝酸及びその塩
- (二) 硝酸及びその塩
- (三) 硫酸及びその塩

## WestlawJapan 法令あらまし

---

	<p>3 経過措置</p> <p>1 から 3 までに掲げる物のうち、平成 23 年 3 月 1 日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条の規定は適用しない。</p>
【改正される法令】	<p>労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）</p> <p>労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）</p>